

=秋の健康診断・インフルエンザワクチン接種について=  
**10/19(月)～11/21(土)** の間に受診して下さい。期間内に出来ない場合、  
 自費にて受診となります。必ず期間内に受診するようお願いします。

### 1 救急車のサイレン音を聞き逃さない

10月22日午前9時10分ごろ、宮城県栗原市の片側1車線の国道を走行していた救急車が、対向車線側の施設に入るために右折しようとしました。乗用車を追い越すとしました際に乗用車と接触する事故がありました。救急車は病人を搬送中で、赤色灯をつけたままサイレンを鳴らして走行していましたので、右折しようとしました。緊急自動車と一般的の車との事故をみていると、赤色灯を点けてサイレンを鳴らしているにもかかわらず、その存在を見落としているケースが少なくありません。確かに、サイレンが鳴っているのが聞こえてくるのかわからぬ面がありますが、もっと大きな問題は運転者がサイレンを鳴らしている救急車の通行を妨げないようにするという意識が低いことにあるのではないかと思われます。

運転中に少しでもサイレンらしい音が聞こえたら、集中して聞いていたい方向はわかると思います。その方向を意識して見ていれば、救急車の位置も確認できると思いますので、その動向を注視して進路を妨げるような行動は絶対にしないようにしてください。

### 自転車で初のありのり運転（妨害運転）



埼玉県警は自転車で妨害運転 ゆくゆる「ありのり運転」をしたとして、桶川市の男性を逮捕しました。自転車の運転者が「ありのり運転」で逮捕されたのは全国で初めてのことです。容疑は、10月5日桶川市内で道路中央に飛び出して対向車線の車の前に自転車で急づくなどした行為が、「交通の危険を生じさせる恐れのある方法で自転車を運転した」にあたるとしました。自転車の運転で、「ありのり運転（妨害運転）」が適用されるといつのは、少しビックリされる方もおられるかと思います。しかし、警察庁が示した「ありのり運転（妨害運転）」の対象となっている10の違反行為のなかには、軽車両である自転車でも適用される違反がいくつかあります。たとえば、今回の摘発対象となつた急な加減速や幅寄せは安全運転義務になりますが、安全運転義務を負う対象者として車両等の運転者となつていますから、当然軽車両である自転車を利用している人も対象となるわけです。

車を運転している人でも、自転車を運転することがあると思ういますが、自転車だからといって危険な運転をしていると、妨害運転に問われることを頭に入れておきましょう。

10月1日より新休憩室（2階）使用が開始されます。以下の点に留意し、有効活用して下さい。

利用時間は9：00～17：00

入室した時間、体温を入室表に記入し、また退出時間も記入。

定員は9名

うがい・手洗い・アルコール消毒・マスクの着用を徹底する。